

平成 26 年 2 月
東京税関業務部

関係各位

AEO通関業者による海上貨物に係る申告官署の選択制の取扱い変更について

現在、本関、芝浦出張所及び大井出張所において、AEO通関業者を対象とした海上貨物に係る申告官署の選択制（以下「本選択制」という。）を導入しているところですが、AEO通関業者に対する更なる利便性の向上を図るため、今般、本選択制の取扱いについて、下記のとおり一部変更することとしますのでお知らせします。

記

1. 貨物確認を実施する官署の一部変更

AEO通関業者により申告された貨物に係る貨物確認については、AEO通関業者が予め申し出ることにより、申告先として選択した官署（以下「申告先官署」という。）又は当該貨物の蔵置場所を管轄する官署（以下「蔵置官署」という。）において実施することとします。

なお、監視部において実施する検査については、従来どおり監視部各検査部門において実施することとなります。

貨物確認を実施する官署の申出は、AEO通関業者が営業所毎に行う申告先官署の申出の際に行うこととなります。

2. 実施時期

平成26年7月

3. 申告先官署等の申し出

本選択制を利用するAEO通関業者は、営業所毎に、平成26年3月末までに「申告先官署」について申し出ることとし、その際に貨物確認を実施する官署として、「申告先官署」又は「蔵置官署」のいずれかの官署を選択することとなります。

詳細については、後日お知らせします。

4. お問い合わせ先

東京税関 業務部 通関総括第1部門（担当：^{こばやし}小林・^{なかじま}中島）
Tel 03-3599-6337

以 上